著作権法の一部を改正する法律案提案理由説明

文部科学大臣

このたび、 政府から提出いたしました著作権法の一部を改正する法律案について、 その提案理由及び内容

の概要を御説明申し上げます。

我が国の著作権制度については、 情報化等に対応してこれまでも逐次整備を進め、 その充実を図ってま 11

IJ まし たが、 知的財 産基本法に基づき昨年七月に策定された「 知的財産 の創造、 保護及び活用に関する推 進

計画 を着実に実施 Ų 知的財産戦略を推進するため、 その一層の充実が必要となっており うます。

この法律案は、 著作権の分野について知的財産戦略を推進し、 著作物の適切な保護と活用を図るために必

要となる改正を行うものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一 は、アジア諸国など物価水準の異なる国において許諾を受けて生産された商業用レコードが、 我が国

に還流してくることを防止する措置を講じることであります。

近年、 アジア諸国において、 我が国の音楽の人気は年々高まっております。 ところが、 これらの国におい

て我が国の権利者から許諾を受けて生産された商業用レコードが、 により、 権利者の経済的利益に大きな影響を与えるという事態が生じております。 我が国に還流し、 安価に販売されること

.の改正は、このような事態を解消し、 我が国の音楽文化の海外普及を促進するため、 専ら国外におい

情を知って、

国内にお

いて頒布する目的をもって輸

入する

て頒布することを目的とする商業用レコードを、

行為等を、 著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなすこととするものであります。 ただし、 国 内 に お しし

て 最 初 に発行された日から七年を超えない 範囲内において政令で定める期間を経過した商業用レコー ドにつ

いては、適用除外としております。

書籍又は雑誌の貸与について貸与権が及ぶこととすることであります。

著作者等に貸与権 が認められた昭和五十九年の著作権法の改正においては、貸本業が長年自由に行われて

は適用しないこととしておりました。 L١ た経緯等に鑑み、 所要の経過措置を設け、 ところが、 書籍又は雑誌の貸与による場合には、 近年、 事業を大規模に展開する貸本業が出現 当分の間、 貸与権 しつつあり、 の規定

漫画家 小説 家などの著作者の経済的利益に大きな影響を与えるという事態が生じており ます。

このため、 この経過措置を廃止し、 書籍又は雑誌の貸与による公衆への提供について貸与権が及ぶことと

するものであります。

第三は、著作権等を侵害した者に対する罰則を強化することであります。

具体的には、基本的に、懲役刑は三年以下、罰金刑は、個人は三百万円以下、法人は一億円以下とされて

いるものを、 特許権侵害又は商標権侵害と同様に、それぞれ、五年以下、五百万円以下、一億五千万円以下

に引き上げる等の改正を行うとともに、 懲役刑及び罰金刑を併科できることとするものであります。

なお、 この法律は、 平成十七年一月一日から施行することとし、所要の経過措置を講ずることとしており

ます。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。